

富山県作業療法士会 講師接待に係る経費補助規程

(趣旨)

第1条 当規程は、研修会開催に伴い、講師が来県、宿泊等して、ご尽力いただいたことに対し、労をねぎらう場合に、主催する部・委員会の3役等による講師接待に係る経費及び講師飲食代を補助するものである。

(支給対象)

第2条

講師飲食代及び主催する部・委員会の3役等（部・委員長、事務、会計、その統括する理事等のこと）の参加に対して支給するものとする。なお、支給対象となる人数は、その統括する担当理事等の判断にて決定する。

(金額)

第3条 支給対象となった講師接待への参加会員には、会議費として一人 2,000 円を支給する。講師飲食代は、上限を 7000 円として実費を支給する。

(証明書等の提出義務)

第4条 講師接待に係る経費の補助の申請を行う際は、予め予算案にて承認されていること、実際の支出に伴う領収証等の提出が必要である。

(規程の変更)

第5条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

1 この規程は、令和5年4月1日より施行する。